

発行所
青森県高等学校・障害児
学校教職員組合
青森市橋本1丁目2-25
教育会館017(734)7287
編集発行人 酒田 孝
購読料一部20円は組合費
の中に含む

○青森高教組中央委員会

日時:12月8日(土)
12:45~17:00
会場:浅虫温泉「辰日館」
*「集まれば元気」「語れば元
氣」、みんなて語り合おう!

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://www.geocities.jp/aokokyoso/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

平成30年度青森県人事委員会報告・
勧告の概要

＜給与等の改定＞

- ①人事院勧告の内容に準じ、若年層に重点を置きながら全年齢層において引上げ改定(行政職:初任給を1500円、若年層で1000円程度、その他については400円の引き上げ)。
- ②一時金については0.05月引き上げ4.25月とした上で、引き上げ分をすべて勤奨手当に充当する。
- ③ 宿日直手当は通常の宿日直勤務を4400円に改定。

＜その他の報告・勧告＞

- ・人材の確保。
- ・総実勤務時間の縮減。
→時間外勤務の縮減、**教職員の多忙化解消**、年次休暇の取得促進
- ・高齢者の雇用
- ・**臨時・非常勤職員にかかる法改正への対応**

月例給に関しては、県内企業の支給状況を反映し、県職員が県内企業の支給より650円下まわったとして、平均で0.17%の引き上げとしました。月例給の引き上げ改善は、5年連続ですが、生活改善には程遠い内容です。さらに、現給保障も終了となるため、実質的には賃金引き下げになるケースも出てきます。報告の参考資料による昨年度の東北各県及び青森県小・中学校の平均月例給の比較では、算出した平均年齢は若干違いますが、青森県高校教員は最も少な

生活改善に程遠い月例給の改善。東北でも下位のレベル!

青森県人事委員会は10月11日、県職員の月例給と一時金を平均年間給与額で0.48%引き上げるよう、知事と県議会に対して勧告しました。5年連続の引き上げ勧告であることは評価できますが、生活改善につながるほどの改善ではないというえに、一時金の支給月数は0.05月であり、国家公務員や他県との差は縮まっていけないことには不足を感じます。他には、定年延長や臨時職員にかかる法改正への円滑な施行に向けて措置を講ずる必要があることなども勧告されています。具体的な内容等は組合との交渉の中で提案されると思いますが、この勧告の趣旨を生かし、よりよい制度設計となるように取り組みを進めていきます。

5年連続のプラス勧告!
生活向上へさらなる上積みをも!
平成30年度青森県人事委員会勧告

い平均月例給になっていきます(次ページグラフ①参照)。今年度の東北各県報告では、宮城(0.18%)、福島(0.09%)、山形(0.09%)、岩手(0.17%)、秋田(0.09%)とそれぞれが引き上げ勧告をしているため、東北管内でも下位に置かれることになりそうです。

人材確保を想定してか、若年層に重点を置く一方、子育て等で大変な中高年に配慮がされていないことも大きな問題です。報告では、生計費も参考にしてあるとはいえ、その内容を十分に反映していないように思えます。諸手当に関しては、宿直手当のみに言及しており、不足の面は否めません。他県では給料表の引き上げ+諸手当等改定に踏み込んだところもあります。人事院報告では、諸手当についての記載がほとんどありませんでしたが、人事院報告を超えた勧告を出すことも可能なので、青森県人事委員会には、月例給が難しくれば手当の改善をさらに要求していきます。

広がる一時金格差

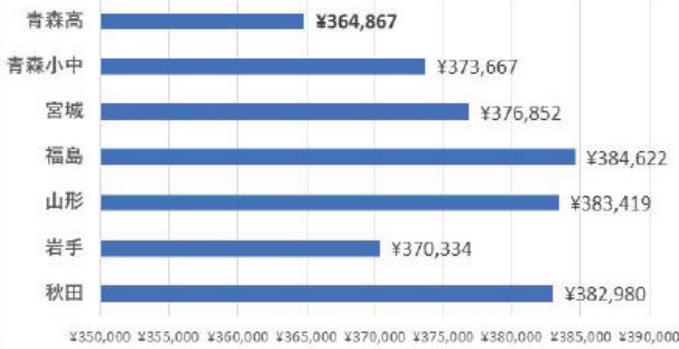
一時金も民間との比較で、0.05月引上げ、4.

坂道の風

果物の皮を剥くのが趣味で、毎朝3、4種類の果物と格闘している。格闘という大げさだが、皮を剥けるだけ薄くきれいに剥くという作業と、食べる人が3人なので3等分、6等分するという作業が少し難しく、うまくできたときにはいい気分を味わえる。ネットで果物を剥く動画を見つけては、名人はどうやって○○の皮を剥いているのだろうと研究したりもする▼果物をどのタイミングで剥いて食するか、というのも果物によってはむずかしい問題である。店先で「皮が黄色くなったら食べごろ」と書かれたまだ少し緑色の洋梨を2個買って、窓辺において食べごろを楽しみにしていた。そろそろいいだろうと思つて1個を剥いて食べてみたら固く美味しくなかった。「はずれだ」と思つてしまった。もう1個もきつとはずれなんだろうと思ひ冷蔵庫に仕舞った。今朝その存在に気づき、剥いて食べてみたらとても美味しかった。洋梨に申し訳なく思つた。(猿)

2017年度月例給平均比較

グラフ①



北海道・東北一時金支給月数比較

グラフ②



25月にするとしていま
す。今年度は全国的に引
上げ改定を行っています
が多くは人事院勧告(0.
05月引き上げ、4.45
月分)に沿った内容になっ
ています(33道府県・18政
令市)。人事院勧告以上に
0.1月の引き上げをした
のは5県・2政令市でした。
人事院勧告の4.45月に
届いていない県は本県を含
めた6県のみです。昨年度
は国の勧告0.05月を超
えて0.1月の引き上げと
して、国や他県との格差が

**賃金等確定に向けた
交渉がはじまります**

若干縮まったのですが、今
回は国と同額なので、格差
の解消ならず、北海道・
東北でも最低レベルになり
ます(左グラフ②参照)。
全国で見ても下から3番目
となります。月例給・一時
金共に全国の水準に達して
いない状況では、今後の人
材確保においても影響が出
ることもあります。国の支
給水準まで早急に引き上げ
ることを求めています。

その他、給与以外の内容
として、再任用制度や定年
延長、働き方、臨時講師の
法改正への対応などについ
ても勧告・報告でふれてい
ます。組合は、「再任用に
あたっては、同一労働・同
一賃金の考え方で待遇を改
善する。また、一時金の増
額と特に青森県では生活に
必要な寒冷地手当を支給し
てほしい。」「会計年度任
用職員制度のスタートに向
けて、均等待遇の考え方で
臨時・非常勤職員の待遇改
善に取り組むよう勧告を行

なうこと。また、神奈川県
や京都府のように「空白の
1日」を解消し、ボーナス
を満額、退職金を通算して
支給してほしい。」「県立
学校では各校で勤務時間管

前号では、「障害者在职
状況調査」について取り上
げたが、そもそも、なぜこ
の調査が行われているのか
を、障害者雇用率の問題と
して考えていきたい。

障害者雇用率の根拠は
「障害者の雇用の促進等に
関する法律」(以下促進法)
にある。促進法の目的は障
害者の雇用義務等に基づく
雇用の促進等のための措
置、職業リハビリテーショ
ンの措置等を通じて、障害
者の職業の安定を図ること
と、としている。1960
年の制定以後、対象とな
る障害や内容の拡大をし、
2016年の障害者権利条
約の批准や関係法制の変化
により、障害者差別禁止規
定や合理的配慮の概念が導
入され、現在に至っている。
促進法においては、事業者
の責務として、障害者に対
する差別の禁止、合理的配
慮の提供、障害者の雇用の
義務などがあげられている。
この雇用義務として、事業
主に対し、障害者雇用率(法

定雇用率)に相当する人数
の障害者の雇用を次の通り
義務付けている。
①民間企業：2.2%
②国、地方公共団体、
特殊法人等：2.5%

**障害者雇用率
水増し問題から
見えてくる、
教育現場の課題**

—その2 障害者雇用促進法—

③ 都道府県等の教育委
員会：2.4%
民間企業においては、
法定雇用率を達成できない
場合は、ペナルティー(納
付金)が発生する。これを
監督する諸官庁にも同様に
法定雇用率は当てはめられ
るものであるが、達成でき

なくてもペナルティーは発
生しない。
促進法の目的と、今日
の障害者を取り巻く社会情
勢の変化を考えると、障害
者の雇用を整えることは確
実に必要なことなのだが、
本来その旗振り役である官
公庁が水増しをしていたこ
とが大きな問題になる。10
月22日、中央省庁の水増し
問題で原因を調査してきた
第三者委員会は、「健常者
の職員を恣意的な解釈で障
害者とみなしてきた」とす
る報告書を公表した。この
問題は、この雇用率をどの
ように調べているのかとい
う問題もあるが、何よりも、
水増しされたことよって、
障害者の雇用の機会を奪う
ことになったことが大きな
問題になっている。高教組
としては、教え子の進路・
就労にかかわる大きな問題
としてとらえている。次号
では、特別支援学校高等部
での進路・就労の視点で、
この問題を考えてみたい。
(次号へ続く)

理が行われているが、長時
間過密労働を防ぐため、勤
務時間管理をさらに徹底す
るよう勧告してほしい。」「
ことを要求していますが、
具体的な施策は提示されて
いない。今後、交渉主体
である県教委との賃金確定
交渉や統一要求書交渉にお
いて少しでも前進的な回答
を引き出し、生活を守る取
り組みを進めていきます。

～北海道・東北ブロック教組共闘連絡会

2018学習交流集会 in 飯坂温泉～

反「新自由主義教育」をめざして学習を深めよう

10月6日～7日に福島県飯坂温泉にて標記の集會が開かれました。青森県から四名で参加しました。

No image

全体講演を行った山本由美氏 (和光大学)

全体講演は、和光大学の山本由美教授で「学校統廃合を考へる」教育を受ける権利をどう守るか」というテーマで、新自由主義教育改革とは、「経済的な目的のために国家が決定した教育内容にかかわるスタンダードの達成率に基づく、学校間、自治体間の競争の国家による組織を内容とし、エリートと非エリートの早期選別を目的にした国家統制の仕組みであると理解されるべきである。」と指摘がありました。学校統廃合問題の課題も明らかにしたすばらしい講演でした。さらに、福島、宮城、岩手の学校統廃合に対する取り組みの現状をパネルディスカッションしました。

二日目は「学校・職場づくり」「教育条件整備・教育運動」「賃金・諸権利」の三分科会に分かれて学習しました。青森県からは教職員の働き方に関する取り組み、パワハラ問題への

No image

命の尊さを学びあった集會

北海道・東北ブロック青年部 学習交流集会 in 仙台

9月22日～23日、宮城県仙台市で標記の集會が行われました。青森県は、高教組から2名が参加しました。今回は、「生徒が主役の農業教育」の教育と題した加美農業高校の実践

学習を深めた青森県からの参加者には涙が止まらず、東日本大震災後、仮校舎のなかで、「知的財産教育」に

の取り組み、初任研の宿泊研修問題、教職員の障害者雇用不適切報告問題を報告しました。各県の取り組みに学びつつ、この国の教育改革は、何を指している、それが子どもたちにどのような影響を与えているのか。現場の教師である我々こそがこれに対抗していける力を持つのであり、「反統廃合、反民営化、反学力テスト」、「反新自由主義教育」をめざしてがんばっていききたいと改めて思いました。

目指せ!! 二次試験突破!! 教員採用試験対策講座「虎の穴」

「虎の穴VI・VII」無事終了しました。9月6、7、15日に教員採用試験二次対策講座を行いました。毎回20名を超える参加者でした。小論文、模擬授業、個人面接、さらに体育実技、体育の剣道実技の演習も行いました。参加者のみなさんは、真剣そのもので、スタツプも気合いが入りました。

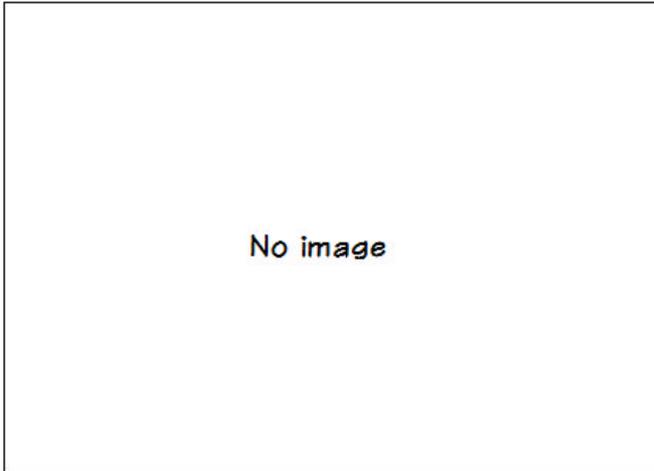
No image

二次試験突破を目指し熱心に学習する参加者の皆さん

10月24日、二次試験の合格発表もありました。「虎の穴」では10名を超えるみなさんから合格の連絡が入りました。精一杯取り組みながらも残念な場合もあります。しかし、精一杯頑張ったことは決して無駄にはなりません。必ずやみなさんの力となっていくはずの花咲きの命をいただき、生徒たちの心も強くなっていく。さらに、地域の小学校からの要請をうけて「命の授業」に高校生たちが取り組んだ実践には涙が止まらず、東日本大震災後、仮校舎のなかで、「知的財産教育」に

会計年度任用職員・障害者雇用は共通の課題

～第50回北海道・東北ブロック高等学校現業職員部集会～



No image

現業職の立場で課題を語り合った参加者の皆さん

9月22日～23日、弘前市「小堀旅館」にてブロック集会を開催しました。青森と北海道・宮城から合わせて8名の参加で、50回目という節目を迎えることが出来ました。

初日は現地挨拶と基調報告から始まり、各道県からの報告を中心に情報交換を行いました。中でも、秋田からの情報提供で会計年度任用職員制度に関わる県教委とのやりとりを紹介すると、その中身について詳しく知りたいとの声が出され、関心の高さが分かってきました。また、宮城から障害者雇用率について、現業職員の採用に健常者と同一仕事をしているため、また、

わりのサポートが必要で作業が進まない事や職場の雰囲気にも影響がでることが報告され、北海道でも同様な状況であることが分かりました。会計年度任用職員制度は今後の交渉が大事、障害者雇用については障害者への配慮や人員配置(定数)に問題があるなどの意見が出され、それぞれの組織や職場でのとりくみの参考になりました。

二日目は丸半日を弘前市の観光にあて「ねふた村」を見学し郷土の歴史や文化にふれ英気をやしないました。

全国の取り組みに学び、組合を強く、大きくしよう！

職場活動の活性化、組織の拡大、強化を目指す全国交流集会

9月22日～23日、標記の集会在全国教育文化会館で行われ、高教組から2名が参加しました。2015年度から始まった「組織建設3カ年計画」は、青年の活動の活性化や全教共済の加入促進運動と結んだ組合の拡大などで目覚ましい前進をしました。2018年

の取組を交流し、教訓を学び合うこと。②各地で広がる青年たちの創意あふれる取組の交流。③全教共済の加入運動が職場作りに結びついている取組の交流などが提起されました。分科会では3つのテーマのもと、20人前後で各都道府県における組合員拡大のための取り組みが報告・交流されました。分科会1では「職場にねざした組合活動、民主的な職場作り」をテーマとし、働きやすい職場をめざす民主的な職場作りの取組。分科会2では

「青年の主体的なとりくみを広げる」をテーマに青年の要求に根ざした主体的な取組や支部・単組と連携した取組について交流。分科会3では「組合の仲間の輪をどう広げるか」をテーマに、新採用総当たりをはじめめとする加入を働きかける対話にどう踏み出すか。職場・分会訪問の取組について話し合われました。

各組織の取り組みに学びながら、組合の拡大に向けて、積極的に対話を進めていきたいと思います。

全教共済
2018年度キャンペーン
 キャンペーン期間 2019年3月15日まで

職場新規 3人加入で
※4月加入からカウント

「総合共済」「火災共済」「全教自動車保険」「教職員賠償責任共済」「くらしの賠償責任共済」は、いつでも加入可
 秋葉集「生命共済」「医療共済」「傷害共済」は、申込み締め切り11月30日

☆青森市心27-1リトリートフリスセスの
 ずっしり贅沢りんごパンを

あげちゃうよ!

世界一りんごギフト
 ずっしり贅沢りんご食パン

販材料には、りんごを初めてとする青森の厳選素材を使用
 一度は食べてみたいのりんごずっしり贅沢なパン
 店頭ティールタイムに目ざんでお楽しみください